

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による平成29年度財政援助団体等監査を、都市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

なお、小栗巖監査委員は、同法第199条の2の規定に基づき、「株式会社こまつ賑わいセンター」の監査については除斥されたことを申し添える。

平成30年1月31日

小松市監査委員 小 栗 巖

同 杉 林 憲 治

財政援助団体等監査結果報告

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

- ①団体名 株式会社こまつ賑わいセンター
- ②所管課 都市創造部まちデザイン第2課

(2) 選定理由

株式会社こまつ賑わいセンターは、市が4分の1以上出資している団体であり、監査対象とした。なお、平成22年度にも監査を実施している。

2 監査の種別 財政援助団体等監査

3 監査実施日 平成29年12月25日

4 監査実施場所 監査委員室

5 監査の範囲 平成28年度補助金、出資金にかかる出納とその他の事務事業の執行状況

6 監査の執行者 監査委員 杉林 憲治

7 監査委員の除斥

株式会社こまつ賑わいセンターの監査において、地方自治法第199条の2の規定により、小栗巖監査委員は除斥した。

8 監査の実施手続

監査にあたっては、あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め、学識経験者及び監査委員事務局職員が運営補助及び出資に関する内容等の検視、検算、抽出照合及び現地確認等の予備調査を行った。

監査当日は監査委員室において、株式会社こまつ賑わいセンター事務局長及び関係職員並びに所管課である都市創造部首席専門官ほかまちデザイン第2課関係職員同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。

なお、この財政援助団体等監査において、地方自治法第199条第8項の規定により学識経験者として、北陸税理士会小松支部所属税理士 能登 宏和氏を選任し、予備調査を依頼した。その調査結果及び意見を聴き、これを監査の参考とした。

9 重要リスク及び監査の着眼点

今回の監査における重要リスク及び監査の着眼点は次のとおりである。

財政援助団体等監査

| 重要リスク | 監査の着眼点 |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所管課との連携が十分に なされていないリスク | ア 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。 イ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。 ウ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。 エ 精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。 |

| | |
|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>オ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。</p> <p>カ 事業実績報告等から、補助金の効果を検証しているか。</p> |
| 補助金の交付目的の達成に向けた適切な事業運営がなされていないリスク | <p>ア 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。</p> <p>イ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。</p> <p>ウ 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。</p> <p>エ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。</p> <p>オ 補助金等の執行に関し、内部統制は有効に機能しているか。</p> <p>カ 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。</p> |

10 監査対象団体の概要と事業内容

(1) 名称

株式会社こまつ賑わいセンター

(2) 設立年月日

平成 10 年 10 月 7 日

(3) 組織（平成 29 年 4 月 1 日現在）

役員は、代表取締役社長 1 名、代表取締役専務 1 名、取締役 1 名、監査役 2 名からなっている。

(4) 事業内容

- ア 企業の経営管理及び販売活動に関するコンサルタント業務
- イ 土地建物の有効利用に関する企画・調査・設計コンサルタント業務
- ウ 駐車場の管理運営
- エ 不動産の売買・賃貸・管理及び仲介
- オ 市場調査・広告・宣伝に関する業務
- カ 各種イベントの企画・実施に関する業務
- キ プリペイドカードの発行
- ク 飲食店の経営
- ケ 日用雑貨品の販売
- コ 損害保険代理業
- サ 託児所の経営
- シ 教育と保育を総合的に提供する事業
- ス 前各号に付帯する一切の業務

11 出資状況

出資額 11,000 千円 (出資割合 64.5%)

12 補助金等

団体に支払われている補助金等は以下のとおりであった。

(単位：千円)

| 補助金等の名称 | 金額 |
|---------------------|-------|
| 駅周辺施設賑わい支援員配置事業補助金 | 3,500 |
| 株式会社こまつ賑わいセンター運営補助金 | 850 |

13 監査の結果

監査を実施した範囲において、事務処理、経理状況ともおおむね良好に執行がされていると認められた。しかし、経理及び事務処理状況において一部改善等の措置を要する事項が見られた。

細部指摘事項及び事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指示したので本報告には省略した。

意見・要望は次のとおりである。

(1) 意見・要望

「こまつアズスクエア」の管理運営においては、直営管理している「カブッキーランド」が、平成 29 年 12 月にオープンし、連日大盛況で市内外から多くの方々が来場しているとのことである。また、平成 22 年 10 月から運営している「小松うどん道場つると」は、事業が軌道に乗っており、地元食材を取り入れたメニューを提供し、「小松うどん」の地域ブランドを発信している。

平成 30 年 4 月の公立小松大学の開学や平成 35 年の北陸新幹線小松開業に向けて、「こまつアズスクエア」を駅周辺エリアの拠点とし、さらに賑わい創出を図られたい。

財政援助団体等監査結果報告

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

- ① 団体名 特定非営利活動法人カブッキータウンこまつ
② 所管課 経済観光文化部商工労働課

(2) 選定理由

特定非営利活動法人カブッキータウンこまつは、金銭的重要性があり、また今回が初めての監査であることから監査対象とした。

2 監査の種別 財政援助団体等監査

3 監査実施日 平成 29 年 12 月 25 日

4 監査実施場所 監査委員室

5 監査の範囲 平成 28 年度補助金にかかる出納とその他の事務事業の執行状況

6 監査の執行者 監査委員 小栗 巖

監査委員 杉林 憲治

7 監査の実施手続

監査にあたっては、あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め、学識経験者及び監査委員事務局職員が運営補助に関する内容等の検視、検算、抽出照合及び現地確認等の予備調査を行った。

監査当日は監査委員室において、特定非営利活動法人カブッキータウンこまつ事務長及び関係職員並びに所管課である経済観光文化部長ほか商工労働課関係職員同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。

なお、この財政援助団体等監査において、地方自治法第 199 条第 8 項の規定により学識経験者として、北陸税理士会小松支部所属税理士 能登 宏和氏を選任し、予備調査を依頼した。その調査結果及び意見を聴き、これを監査の参考とした。

8 重要リスク及び監査の着眼点

今回の監査における重要リスク及び監査の着眼点は次のとおりである。

財政援助団体等監査

| 重要リスク | 監査の着眼点 |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所管課との連携が十分になされていないリスク | ア 補助金,交付金,負担金,貸付金,その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。 イ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また,公益上の必要性は十分か。 ウ 補助金等の額の算定,交付方法,時期,手続等は適正か。 エ 精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。 オ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。 |

| | |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | カ 事業実績報告等から、補助金の効果を検証しているか。 |
| 補助金の交付目的の達成に向けた適切な事業運営がなされていないリスク | ア 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。 イ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。 ウ 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 エ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。 オ 補助金等の執行に関し、内部統制は有効に機能しているか。 カ 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。 |

9 監査対象団体の概要と事業内容

(1) 名称

特定非営利活動法人カブッキータウンこまつ

(2) 設立年月日

平成 27 年 9 月 1 日

(3) 組織（平成 29 年 4 月 1 日現在）

役員は、理事長 1 名、副理事長 3 名、理事 7 名、監事 2 名からなっている。

(4) 事業内容

まちなかの活性化を図るため、中心商店街の賑わい創出と回遊性の向上などに関する事業を実施する。

10 補助金等

団体に支払われている補助金等のうち、今回の監査対象である補助金は以下のとおりであった。

(単位：千円)

| 補助金等の名称 | 金額 |
|---------------------------------|-------|
| 特定非営利活動法人カブッキータウンこまつ 運営事業補助金 | 6,351 |

11 監査の結果

監査を実施した範囲において、事務処理、経理状況ともおおむね良好に執行がされていると認められた。しかし、経理及び事務処理状況において一部改善等の措置を要する事項が見られた。

細部指摘事項及び事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指示したので本報告には省略した。

意見・要望は次のとおりである。

(1)意見・要望

特定非営利活動法人カブッキータウンこまつは、小松駅周辺の中心商店街の活性化を図る目的で平成 27 年 9 月に設立され、賑わい創出事業の実施などにより、まちの活性化に向けた取り組みを行ってきた。

小松駅周辺には、こまつ曳山交流館、サイエンスヒルズこまつ、平成 29 年 12 月にオープンしたこまつアズスクエアなどがあり、さらに平成 30 年 4 月の公立小松大学の開学や平成 35 年の北陸新幹線小松開業と交流人口の増加が見込まれる。

この機を逃さず、地域の方々、小松中心商店街振興組合連合会、小松市と連携して、さらに魅力ある中心商店街となるよう創意工夫され、賑わい創出と回遊性の向上を図られたい。